

外来腫瘍化学療法診療料2および 外来化学療法加算2に係る施設基準について

当院は、厚生労働省の規定に基づき「外来腫瘍化学療法診療料2」の施設基準を満たしており、以下の体制を整備しています。

【安全な化学療法体制】

1. 外来化学療法を実施する専門の治療室を設置しています。
2. 専任の医師、看護師、薬剤師が連携し、院内で常時1名以上配置しています。

【緊急の対応】

1. 副作用相談など、緊急時に対応できる24時間体制の連絡窓口を整備しています。

【レジメン管理】

1. 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価・承認する委員会を定期的
に開催し、院内レジメンを適切に管理しています。

【緊急入院体制】

1. 緊急時には、速やかに入院可能な体制をとっています。